

お知らせ！

制帽等の脱帽・ネクタイの省略について



- ★ 警察官は、これまでには、交番・駐在所において勤務するときは、制帽及び活動帽の脱帽は出来ませんでしたが、それが可能となりました。 → **8月1日から運用開始**
- ★ また、冬活動服の着用期間(12月から3月までの間)においては、ネクタイを着用しなければなりませんでしたが、省略することが可能となりました。 → **12月1日から運用開始**



【交番において制帽（活動帽）を脱帽して勤務している状況】



【ネクタイ省略で活動服（耐刃防護衣）を着用した状況】



「今後、交番や駐在所内において帽子を脱帽している警察官や街頭においてネクタイを着用していない警察官の姿を目にする機会がでてくると思いますが、警察官の勤務環境の改善と健康を維持し、事件・事故の現場において万全の体調で活動できるようにするために実施するものですので、御理解いただきますようよろしくお願い致します。」